

第3期障害福祉計画の策定に当たり、発達障害【自閉症】の実情について

[発達障害の人たちがサービスを利用できることの周知を]

- 手帳のない人でも医師の診断書等で障害福祉サービスを利用できることを、発達障害の人たちは知りません。手帳がない人たちは福祉とのつながりがなく、サービスを利用できることを知る方法がないと思います。市町村がしっかり住民に周知してほしいと思います。
なお、手帳のない児童・生徒が利用したいサービスとしては、児童デイ、移動支援、短期入所等が考えられます。

[必要なサービス量、事業所の確保を]

- 第3期計画においては、発達障害の人たちのサービス量もしっかりと見込んでください。
なお、将来的には発達障害の人たちの数の把握ができるような方策を検討してください。
- 県内の市町村で障害者自立支援法の福祉サービスの利用に格差が大きいようです。
年齢や障害程度により使えるサービスや時間数を利用希望より低く決められてしまう市町村があります。
また、事業所やヘルパーの不足で、受給者証に記載された利用時間数を全て使えることはなく、ある市では実際に利用できる時間は、60%～70%程度と聞きました。
「行動援護」サービスは自閉症の人の利用が中心ですが、特に成人男性では、同性介護のサービス提供ができる事業者が少ないため、さらに厳しい状況です。
- 知的な遅れがあり、自閉症の特性である「こだわり」や行動障害がある人たちが利用したいサービスとして生活介護がありますが、その事業所が少ない地域では、障害が重いため、利用を暗に嫌がられたりして、親はつらい思いをしています。
特別支援学校高等部を卒業しても、居住地の生活介護事業所や就労継続B型事業所に断られ、隣接する市町まで子どもの居場所を求めて、親が探し回る実態があります。
また、学校卒業時に事業所の空きがあるかどうか分からない不安から、高等部在学中でも、事業所に空きが出れば途中で退学し、そこに通うという実態があります。
また、自閉症の原因は解明されていませんが、近年は、兄弟も発達障害である家族も多くみられるように思います。このような場合、家族により多くの負担が掛かりますので特に配慮が必要と思います。
- 入所型生活介護を利用している、重い自閉症があり障害程度区分が5や6の人は、こだわりや行動障害などがあり、支援も難しく、地域移行が難しい状況にあります。
そのため、ケアホームへの移行が進むように、支援員の確保などのための財政支援が必要と思います。

〔成人期、就労への支援を〕

- 高機能自閉症・アスペルガー症候群の人たちの中には、小学校、中学校でいじめに遭って引きこもりになったり、就労でつまずき引きこもりになったりした人がかなりいます。その中には、幼児期に診断を受けていない人もいます。引きこもりの人は診断を受けることも難しく、親は困り果てています。

就労している人や生活に困難がある人が、当事者の集まりを求めて、私たちの「つぼみの会」に問い合わせをしてくることも多くなりました。城山病院には当事者の集まりがあると聞いたことがあります。精神科のデイケアのような集まりが、他の病院、クリニックにももっとできると良いと思います。

- 愛知県発達障害支援体制整備推進協議会で紹介されましたが、岩崎学園（豊橋市内）が発達障害の青年期の人向けに、就労準備生活支援の塾を始めました。

長期間の支援が必要な生活支援を含めた就労支援ができるこのような事業所が、他の地域にも必要と思います。

〔障害者自立支援協議会の充実を〕

- 相談支援事業の重要性が言われ、基幹相談支援センターができるとあります。

自閉症の人の中には、トラブルや職員と合わない等の理由で、通っていた作業所や施設を辞め、長期間在宅になっている人がいます。

このような場合、日頃から福祉サービスをあまり利用しないうえ、両親が高齢化していることもあり、問題が起きても相談支援事業所での相談に繋がりにくいと思います。

相談支援事業所も、相談を受けても単独での解決は難しいかと思います。このような課題は、障害者自立支援協議会で共通認識を持ってもらい、地域全体で支えていただきたいと思います。